

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律に基づき、一般財団法人長野県退職教職員互助組合（以下「退教互」という）における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 個人情報

組合員等に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日及びその他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 個人情報データベース

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報でコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの（現職及び退職組合員の情報、掛金情報、給付金情報、貸付情報、奨学金貸与情報等）をいう。

(4) 個人データ

個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

(5) 保有個人データ

退教互が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。

(6) 個人情報取扱者

退教互の組織内で指揮監督を受け、個人情報を取扱う者（理事、監事、職員、支部役職員等）をいう。

(7) 個人情報保護管理者

理事長より任命され、個人情報の管理及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(8) 監査責任者

理事長より任命され、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、退教互の個人情報取扱者に対して適用する。

- 2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行う。

- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行う。

(個人情報を取得する場合の措置)

第5条 本人から直接、個人情報を取得する場合は、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法により、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報の取得及び利用の目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無
- (3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合は、その旨
- (4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果

(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)

第6条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合は、本人の同意を得ることを原則とする。

第3章 個人情報の利用

(利用目的)

第7条 個人情報は、個人情報保護の目的に基づき、以下の退教互の各業務を円滑に遂行するために利用する。

- (1) 退教互への加入及び退職組合員への移行事務
- (2) 掛金徴収事務
- (3) 普通貸付事業
- (4) 共済事業
- (5) 育英資金貸与事業
- (6) 支部活動
- (7) その他退教互の諸業務

(個人情報の目的外利用)

第8条 前条の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第5条に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法により、事前に本人の同意を得る。

2 前項に基づき、本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得る。

(個人情報の第三者提供)

第9条 個人情報は、業務の共同利用先及び委託先に提供する場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供してはならない。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、第5条に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法により、本人の同意を得る。

3 前項に基づき、個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得る。

(個人情報の遺族への提供)

第10条 組合員及び配偶者が共に亡くなり、遺族が給付等にかかわる情報提供を求めたとき、個人情報保護管理者は次の条件を満たした場合、情報提供を承認することができる。

(1) 情報提供申請者が組合員又は配偶者の遺族で、葬儀主催者又は故人の生前の生活を支えていた者であること。

(2) 前号に該当しないときは、相続人全員の承認を得た代表者であること、又は家庭裁判所等により相続を認められた者であること。

(3) 情報提供申請者にとって、故人の遺産相続及び保険金等の請求に関し、退教互からの情報提供が不可欠と判断される時。

2 個人情報保護管理者が必要と認めた場合には、情報提供を求める者に対し、情報提供を求める申請書の提出及び申請者を特定できる証拠書類(免許証など)の提示のほか、前項の故人と申請者との関係を示す証拠書類及び前項第2号に関する証拠書類の提示を求めることができるものとする。

3 個人情報の提供については必要最小限度の内容とし、提供する情報の期間は給付に関する時効と同一の3年間を限度とする。ただし、家庭裁判所など公的機関より情報提供に関する特別な指示又は命令があった場合は、可能な範囲で応ずることができるものとする。

(個人情報の共同利用)

第11条 退教互が業務を遂行するために、利用目的の範囲内で個人情報を教育団体事務改善委員会及びその構成団体との間で共同利用を行う。

2 個人情報を共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得る。

(個人情報の取扱いの委託)

第12条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得る。

2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、原則として次の各号に

掲げる事項について契約書を交わすものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者提供の禁止
- (3) 個人データの適正管理
- (4) 個人データの複写及び複製の禁止
- (5) 再委託の禁止
- (6) 事務完了後のデータの消去又は返却

第4章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第13条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第14条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講ずる。

(個人情報の移送及び送信)

第15条 個人情報の移送及び送信は、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法によって行うものとする。

第5章 保有個人データの開示・訂正・利用停止・消去・廃棄

(自己情報の開示)

第16条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じる。

(個人情報の訂正)

第17条 前条に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。

(消去・廃棄の手續)

第19条 個人情報の消去及び廃棄は、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により行うものとする。

第6章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第20条 個人情報保護管理者は、専務理事をもってこれに充てる。

- 2 個人情報保護管理者は、退教互の個人情報の管理業務を行う。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護に関する規程の整備、安全対策の実施、個人情報取扱者に対する研修等を実施し、かつ周知徹底のために諸措置を講ずる責任を負うものとする。

(監査)

第21条 監査責任者は、監事をもってこれに充てる。

- 2 監査責任者は、一事業年度一回の定期監査を行う。
- 3 監査責任者は、個人情報が適正に管理されているか監査を行い、個人情報保護管理者に報告する。
- 4 個人情報保護管理者は、監査報告をもとに、個人情報保護のため適正な管理に努める。

(報告義務及び罰則)

第22条 この規程に違反する事実又は違反する恐れがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告する。

- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく理事長に報告し、かつ関係の係に適切な処置を行うよう指示する。
- 3 この規程に違反した個人情報取扱者に対しては、処罰を含め厳正に対処する。

(苦情及び相談)

第23条 退教互は、相談窓口を設置し、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談に対して適切な対応を行う。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、2005（平成17）年10月1日より施行する。
(財団法人期間の施行履歴は略す)
- 2 この規程は、2014（平成26）年4月1日より施行する。

2005（平成17）年9月20日制定
(財団法人期間の改正履歴略)
2014（平成26）年3月13日改正